

信州首都圏総合活動拠点 4階コワーキングスペース利用要項

1. 趣旨

信州首都圏総合活動拠点「銀座NAGANO～しあわせ信州シェアスペース～」(以下「銀座NAGANO」という。)において、信州の資源を活用するアイデアやネットワークを持った人々などによる長野県と首都圏を元気にするビジネスの創出、若者のUターン・Iターン、移住・週末の信州暮らしなどを促進するため、4階コワーキングスペース(以下「コワーキングスペース」という。)を利用する際のルールを定め効果的な運用を図る。

2. コワーキングスペース

コワーキングスペースとは、「銀座NAGANO」4階における概ね中央から窓側のエリアを指し、オープンワークスペース及び相談室により構成する。

なお、相談室は、移住・Iターン相談又は応接等で利用しない場合に利用することができる。

3. 利用条件

(1) コワーキングスペースを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に該当するものとする。

- ① 長野県及び長野県内の市町村・広域連合
- ② 長野県内に所在する企業、団体又は個人
- ③ 信州にゆかりのある若しくは信州と新たな関係を築こうとする、企業、団体又は個人
- ④ その他前記に準じるもので、「銀座NAGANO」においてその利用を認めた企業、団体又は個人

(2) コワーキングスペースで実施できる事業は、次に該当するものとする。

- ① 長野県と首都圏を元気にするビジネス創出や商談
 - ・ 地域資源の掘り起こし、新商品開発・サービスの開発
 - ・ 首都圏百貨店、ホテル、料理店等実需者の県産農産物、工芸品等の商談
 - ・ 県外企業と県内企業との取引マッチング
 - ・ 起業に向けた相談
- ② 若者等のU・Iターン支援
- ③ 移住・週末の信州暮らし・就職相談・就農相談
- ④ オープンワークスペースとしての先進的な取組
- ⑤ その他「銀座NAGANO」が認めた事業

4. 利用日時

利用可能日は、年末年始、祝日を除く月～金曜日とし、利用時間は10時から18時までとする。

なお、「銀座NAGANO」でイベントとの連携を図る場合は、同イベントの日時の範囲で利用することができる。

5. 利用可能な機能と利用料

- (1) コワーキングスペース（机、椅子）：無料
- (2) 相談室（別に使用予定がない場合）：無料
- (3) Wi-Fi 環境：無料
- (4) デジタル複合機：

A4 白黒1枚	A4 カラー1枚	A3 白黒1枚	A3 カラー1枚	スキャナー	ファックス 1枚（国内）
10円	50円	10円	80円	30円	50円

- (5) ホワイトボード：無料
- (6) 液晶ディスプレイ（40インチ）：無料

6. 利用手続き等

(1) 利用者番号の事前取得

利用にあたっては、事前に利用者番号を取得するものとする。

- ①利用者番号の事前取得は、「コワーキングスペース利用者番号取得申込書」（別紙様式1）を、銀座NAGANOの開所前にあつては信州ブランド推進室あてに、開所後にあつては銀座NAGANOあてに、提出するものとする。
- ②提出された「コワーキングスペース利用者番号取得申込書」を受け、「前記3 利用条件」等の内容を確認の上、利用者番号を付与し、別紙様式2により通知する。なお、ビジネスマッチングや特定の目的を持った人との連携希望、セミナー・勉強会等の内容を合わせて把握するものとする。
- ③移住・週末の信州暮らし、就職などの相談又は応接等の相談室利用については、利用者番号取得は不要とするが、事前に利用予約を行うものとする。

(2) 利用予約

- ①原則として、事前予約制とする。

なお、当日の空きがあれば、当日の利用も可能とする。

- ②利用予約にあたっては、利用日、利用時間、利用人数等を明記すること。
- ③利用者の同伴者（商談相手や自社関係者等）がある場合には、利用予約の際に、利用人数に含めること。
- ④利用予約は、利用希望日の1か月前から「コワーキングスペース利用予約申込書」（別紙様式3）によりファックス、メール又は電話で受け付けるものとする。
- ⑤2階イベントスペースとの連携等で利用希望のある場合は、イベント申込書により、1か月前まで予約を受け付けるものとする。
- ⑥当日の利用開始時は、利用受付簿（別紙様式4）に、入館時刻等の必要事項を記入した上で、利用するものとする。
- ⑦当日の利用終了時は、利用受付簿（別紙様式4）に、利用終了時刻を記入するものとする。
- ⑧利用の際は、本人と確認できるもの（社員証、免許証など）の提示を求める場合がある。

(3) 利用者番号の事前取得及び利用予約先（問い合わせ先）

①オープン前（平成26年10月25日までの平日 8時30分～17時15分）

長野県観光部信州ブランド推進室

所在地：長野県長野市南長野字幅下692-2 長野県庁

TEL:026-235-7249 FAX:026-235-7257

E-mail:brand@pref.nagano.lg.jp

②オープン後（平成26年10月26日以降の平日 10時～18時）

銀座NAGANO～しあわせ信州シェアスペース～

所在地：東京都中央区銀座5-6-5 NOCO4階

TEL:03-6274-6015 FAX:03-6274-6557

E-mail:ginza-nagano@pref.nagano.lg.jp

(4) 利用告知等

①セミナーや商談会などのイベント開催について、銀座NAGANO公式ホームページ等で告知を行う。

②1か月先までの予約状況を銀座NAGANO公式ホームページに掲載し、電話による照会にも対応する。

7. 支援策

長野県と首都圏を元気にするビジネスの創出や若者のUターン・Iターン、移住・週末の信州暮らしなどを促進するため、以下の支援を行う。

- (1) 農産物マーケティング担当又は消費材販路開拓推進員によるビジネスマッチング、マーケティング活動等の支援
- (2) テーマを定めたセミナーや商談会の開催
- (3) 長野県の素材を活用した起業やビジネス創出等の相談
- (4) 若者のU・Iターン支援、移住・週末の信州暮らし・就職相談・就農相談
- (5) 1階・2階におけるテストマーケティングの実施やフィードバック、改善相談

8. 利用者の責務

利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

なお、利用者の責めに帰すべき事由による事故及び損害については、利用者の責任において処理するものとする。

- (1) 他の利用者や職員に、迷惑や業務・活動に支障を及ぼす行為又は休憩等のための利用
- (2) コワーキングスペース以外の4階エリア（トイレを除く）への立ち入り
- (3) 無断での離席
なお、コワーキングスペースを離れるときは、受付等に在席する職員にその旨を伝えるものとする。
- (4) 趣旨になじまない会合
- (5) 機器、設備等の棄損・汚損
- (6) 利用者の名刺やホームページに、「銀座NAGANO」住所・電話番号を利用者の事務所等として記載する行為
- (7) 「銀座NAGANO」所在地を法人登記に利用する行為

9. 利用の停止等

この利用要項に違反した者に対しては、コワーキングスペースの利用の停止その他必要な措置をとることができるものとする。

10. その他

個人情報はコワーキングスペースの運営や支援に活用する場合のみ使用し、「長野県個人情報保護条例」を厳守し、適正に管理するものとする。